

令和5年2月15日

芦屋町議会議長 辻本 一夫 様

【請願者】

芦屋町民有志

世話人 岩本 浩



住 所 〒807-0141 芦屋町山鹿 544-9

世話人 延吉 友明



住 所 〒807-0131 芦屋町緑ヶ丘 1-10-601

連絡先 090-4999-4531 (岩本)

【紹介議員】

芦屋町議会議員 妹川 征男



芦屋町有財産の管理に関する町民の信頼に応える措置を求める請願

【請願の主旨】

芦屋町有財産である山鹿地区の農業用水路（以下、水路という）が、ある業者によって、町の許可なく埋め立てられていることが、令和3年9月議会で判明しました。

町によるとこの水路は、昭和36～39年、42年、47年に行われた鉱害復旧事業で設置され、時代の流れとともに周辺の水田地が畠地、宅地化されたことで近年、農業用としての機能は終えたようです。しかし、その後も雨水等の排水路としては機能しており、また、周辺の畠地の水くみ場としても利用されてきました。

その水路が、町の許可もなく約15年前の平成19年頃に埋め立てられていたのです。町はその事実を「知らなかった」と言っています。町有財産の管理者である町が15年間も知らなかったという「ずさんな管理体制」が明らかになりました。町は、無許可埋立てが判明するや否や、埋め立てた民間業者と被害を訴えている町民との「民と民の問題」と主張、議会もこれに同調するように、一般質問を禁止、この問題を扱わないとしたのです。

町有財産は、私たち町民の大切な財産です。それが不当に侵害された事実を町は重く受け止め、問題解決に向けて主体的に動くべきです。この問題は、水路の管理者である芦屋町と、無許可で埋め立てた民間業者との「官と民の問題である」ことは、火を見るよりも明らかです。よって、貴議会に対し次の事項について請願します。

【請願項目】

1. 無許可埋立てに関する一般質問を禁止したことは、憲法21条「言論、表現の自由はこれを保障する、検閲はしてはならない」に抵触するため、“議会としてはこの問題を取り扱わない”とした決定を取り消すこと。
2. 無許可埋立ての経緯や町有財産管理の実態等を明らかにするため、芦屋町議会委員会条例に基づき、調査特別委員会を設置すること。
3. 無許可埋立て業者に対して損害賠償を請求できるにもかかわらず「民と民の問題」として町がこれを行使しないことは“財務会計上の行為として適切かどうか”、監査委員会に対する意見を求め、書面で回答を得ること。



請願第2号

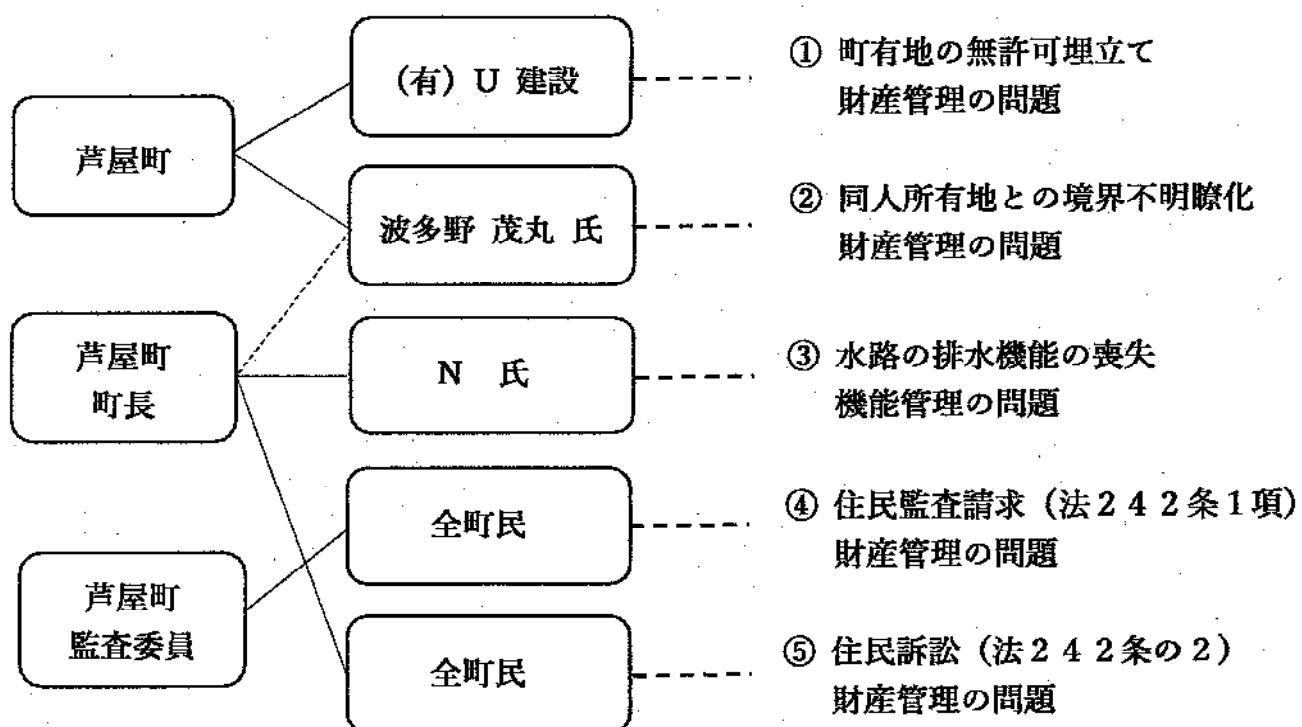
「官と民の問題」一覧

これまで、本件無許可埋立ては「官と民の問題」であると繰り返し主張してきました。ここにいう「官」と「民」それぞれの意味は複数あり、全部で5通りの「官と民の問題」が存在します。5重の意味で「官と民の問題」だということです。これを一覧にまとめ、参考添付しますから、くれぐれも、本請願を「民間企業または個人間で解決すべき事項の請願に当たり、適当ではない」とすることができないようにしてください。

一覧の全5問題のうち、3個の問題は現に発生したもので、②「波多野茂丸氏所有地との境界不明瞭化」は、同人の申請に基づき、令和3年8月時点で解決済みであると確認しました。残されている①および③の問題についても、行政機関を監視する機能を担う議会として、「人格・識見とも優れた代表者」が構成すると自称する機関（「議会だよりあしや No. 215」8ページ）として、解決に向けて、主体的に、真剣に、全力で、動いてください。

本請願の主旨にある、「官と民の問題」であることは「火を見るよりも明らか」については、参考添付2を参照してください。この文書を見ている請願賛同者がいることを付記します。

【官と民の問題一覧】 左から順に、「官」、「民」、「問題」



芦屋町・・・行政主体としての芦屋町。本件水路は芦屋町が管理するもの

芦屋町長・・・芦屋町の行政機関（行政庁）。本件水路の管理責任者

監査委員・・・芦屋町の行政機関の財務管理、行政運営に精通しており、芦屋町議会の同意の下、選任された者

財産管理・・・町有財産としての本件水路の財産的価値（土地所有権）の維持・保全に関わる管理

機能管理・・・公共物としての本件水路の用排水機能の維持・保全に関わる管理

法・・・・地方自治法

参考添付 2

「官と民の問題であることは火を見るよりも明らか」（請願の主旨）について

貴議会が本件無許可埋立てに関与しないとした決定は、「民と民の問題」であることを前提にしたものです。しかし、請願の主旨にあるとおり、本件無許可埋立ては「官と民の問題」です。参考添付1「官と民の問題一覧」では、5重の意味で「官と民の問題」であることを示しました。本文書では、「官と民の問題」であることが「火を見るよりも明らか」とする根拠を述べます。

繰り返しますが、本請願を「民間企業または個人間で解決すべき事項の請願に当たり、適當ではない」とすることがないようにしてください。

参考添付1同様、この文書を見ている請願賛同者がいることを付記します。

まず、町民一般の常識的感覚から「火を見るよりも明らか」です。

本件水路は町の財産であり、これが不法に侵害されたのだから、町民が町と無許可で埋め立てた民間業者との問題すなわち「官と民の問題」だと思うのは、当たり前のことです。貴議会は、行政執行部の言うことに安易に同調することなく、町の主権者である町民の常識的感覚を大事にするべきです。

次に、地方自治法から「火を見るよりも明らか」です。

【第一】本件無許可埋立ては芦屋町の財産権（土地所有権）の維持・保全に関わる財産管理の問題だということを認識してください。埋立てによって生じた、公用が廃止されたに等しい状態、原状回復にかかる費用、及び町有地と私有地（波多野茂丸氏の所有）との境界の不明瞭化は、まさに財産管理の問題です。地方自治法は、自治体の財産管理の問題については、「財務会計上の行為」として、住民が自治体の監査委員に対して監査を求め、必要な措置を請求することができるとしています（第242条1項）。この制度から分かるように、自治体の財産管理はその自治体（官）と住民（民）の問題なのです。この点については、監査委員が行政機関の財務管理に詳しい方として貴議会の同意のもとに選任されていますから、その方に意見を求めてください（請願項目3）。

【第二】自治体の財産の状況は、決算で示され、議会の認定を経て、住民に公表しなければならないとされています（第233条第1項、3項、6項）。自治体の財産に関することが、その自治体（官）と住民（民）の問題ではないならば、決算を議会で認定し公表することは不要でしょう。

【第三】財産管理の行政上の権限は民間に行使させることができないのが原則であるのに、本件無許可埋立てを「民と民の問題」とすることは、その権限を民間に行わせることを追認することになりますから、不適切です。

貴議会は、行政執行部の言うことを妄信することなく、健全な懷疑心をもって、本件無許可埋立てを検討するべきです。

さらに、「民と民の問題」とした判断過程に重大な瑕疵があります。

【第一】考慮すべきでないことが考慮されています。埋め立てた業者が、本件水路の隣接地に居住する町民から同人敷地内にある堀の改修工事の相談を受けた際、本件水路の埋立てを提案したところ、同人がこれを承諾したとする申入れ書（令和3年9月21日付け辻本議長宛て）が業者から出されているようですが、これに対して同町民は反論文書（令和3年10月21日付け辻本議長および議員宛て）を提出しています。貴議会は争いのある事実を考慮に入れるべきではありません。

【第二】考慮すべきことが考慮されていません。本件水路は町が町民の利用に供している公共物です。農業者の「水利権が発生している」（令和3年第4回全員協議会）、別に宅地に住んでいる者にとっては「そこに何の権利もない」（同年第5回全員協議会）とし、水路の水の公共性を否定する発言が見られますが、それは間違いです。最高裁は、「農業用水路を流れる水は公水である」とこと、「公水使用権は目的を満たすために必要な限度を超えて他人による流水の使用を排斥する権限を含むものではない」ことを明言しています（令和元年7月18日判決）。判例によれば、本件水路は、農業者やその団体が独占支配するものではなく、他者の使用が排除されるものではありません。

人権に関わる重大な問題もあります。「だから、民と民の問題で、いろいろ15年たって『水が出た』とかって、町に因縁をつけるようなものよ」（第5回全員協議会）という町民を侮辱し、その名誉を傷つける発言があることです。ご存じのことと拝察しますが、名誉権は憲法第13条で保護されています。そして、公務員には憲法尊重義務が課されており、議員もまた公務員です。請願にあたり、この発言について貴議会に抗議するとともに、議長には再発防止を望みます。

以上をまとめると、「民と民の問題」とすることは、町民一般の常識的感覚に反し、地方自治法の趣旨に反し、判断過程に重大な瑕疵がある3重の誤りを犯しています。よって、「民と民の問題」であることを前提にする貴議会の決定は取り消されるべきであることも、「火を見るよりも明らか」です。

最後に「法律に基づく行政」について述べます。この言葉は法治主義を行政に対して言うときの言葉で、行政の根幹にあることはご存じでしょう。ところが、本件無許可埋立てについて「これが法律でこれが何だとかというような形ではなかった」（令和3年第3回定例会）と町長自身が行政の根幹を否定するかのような発言があります。行政を監視することは議会が果たすべき役割のひとつです。貴議会がその役割に従い、芦屋町が「法治国家日本における暗黒の町」（同定例会傍聴者の声）から脱する光明が見えることを強く願っています。

以上